

詩誌『コスモス』検閲の研究

——伊藤和「B 29の大音」削除から不掲載へ—— (下)

村田裕和

(下・目次)

- 4 二つの「検閲」
- 5 削除、不掲載、忘却
- 6 四人の検閲官
- 7 詩の多義性
おわりに

(上・目次)

- はじめに
- 1 雑誌検閲
 - 2 検閲文書の分類
 - 3 削除箇所一覧
 - 4 二つの「検閲」

GHQ/SCAPで民間の郵便物、電話、メディア(出版・演劇・映画・ラジオ)の検閲を担当したCCD(民間検閲局)は、階層化された大規模なシステムの中できわめて念入りにその業務をおこなった。とはいえ、その意志決定は、常に一貫性や合理性があったとはいえない。モニカ・ブラウ『検閲 1945—1949 禁じられた原爆報道』によれば、検閲規則は

「変通自在」であり、「首尾一貫性」を欠いていた。そればかりか、検閲官はあらゆる情報を「公共の安寧を乱す」という理由で規制することができたのである^①。

この点は詩誌『コスモス』の検閲におけるいくつかの削除指定でも同じであり、とくに後述の「B 29の大音」削除の例のように、プレスコードとはまったく異なるといわざるをえないような情報に対して、検閲官の注意が向けられていた例もあった。

しかしこうした変通自在性は、CCDの特質というよりも、「検閲」という営為の本質にかかわっていると考えられる。「検閲」をより効果的に内面化させる為には、何が権力の逆鱗に触れるのかわからないという恐怖と警戒を蔓延させることが必要なのである。

戦前の日本では、主として内務省警保局による出版検閲がおこなわれていたが、その検閲手法は大きく異なっていた。よく知られているように、戦前には、公開に適さない箇所が「伏せ字」として目に見える形で残されていたが、CCDではそれは許されていなかった。また、戦前の検閲は日本の国内法(新聞紙法・出版法等)によって制度化され、罰則規定が公にされていた。一方、CCD検閲では「発行停止」を行う用意があると政府に通告されていたが、検閲そのものが秘匿されており、その上罰則規定もなかった。占領軍の命令に対する違反は、軍事裁判の訴追対象であるが、法廷が開かれたとしても、アメリカ本国と同じく判例主

義であり、一体誰がどのような形で責任を取らされるかは裁判が終わるまで誰にもわからなかった。BC級戦犯裁判の効果もあって、多くの日本人が、この軍事裁判に強い恐怖感を抱いていたことと思われる^②。

内務省検閲では、発禁処分を受ければ、諸法規に照らして裁判で有罪となり、財産刑か体刑をうけた。しかし多くの場合、新聞や雑誌はすでに発行済みで、押収・回収が間に合わなかった出版物を今日われわれが図書館などで閲覧することは容易である。一部の左翼メディアのように、刊行前に襲撃されて紙型まですべてを押収されたような例もあるが、総じていえば明治憲法下のメディア統制は、不都合な表現を隠すことだけを目的としていたのではない。むしろ反対に、社会的に忌避すべき情報を可視化し、それに見合う懲罰を公然化する側面もあつたのである。

伏せ字は、そうした権力側の思惑を背景に、経済的損失を予防するためにメディア側が率先して編み出した慣習であつた。したがって、たしかに日本政府による検閲のひとつの「結果」といつて間違いではないが、それは法的な違反の結果でも、法的な根拠を持つ検閲手続きの結果でもない。それらは、ほとんどすべて編集者か書き手（作家）の自主規制によつてなされている。だから厳密に言えば、戦前の検閲では削除痕（伏せ字）が明示され、CCDはそれを許さなかつたという表現には、留保が必要である^③。

一方、占領軍の場合、一九四五年九月十日付の指令「言論及新聞の自由に関する覚書」(SCAPIN16)で、虚偽の報道、公安を害する報道を行ったメディアに対しては、最高司令官が「発行停止」や「業務停止」を命ずることがあると述べており、企業に経済的損失をあたえるような強制力を利用して検閲がおこなわれていたことは、内務省検閲と共通している点である。しかし前述のように、GHQ指令に違反した場合の罰則については——検閲に限ったことではないが——明示されていない。九月

十九日に日本政府に与えられた「プレスコード」(SCAPIN33)の場合はさらに曖昧であつた。そこでは占領軍への言及についての制限が明示されている以外は、事実に基づき報道せよという原則が繰り返し述べられていたにすぎない。

プレスコード発表と同時に見せしめのように『朝日新聞』が二日間の発行停止になつたが、このときも指令(SCAPIN34)による停刊であつた^④。もちろんいつでも軍事裁判に訴追する可能性は排除されておらず、一種の行政処分と司法的処罰の両刀が用意されていたことになる。

つづく九月二十七日の「指令」(SCAPIN66)によつて、戦前からの出版言論関係の諸法規は廃止され、これ以降、日本のメディア統制は占領軍が一元的に「直接統治」することになる。CCD検閲システムは、そうした絶対的な権限を背後においていながら、しかしモノマニアというほかないほど繊細で複雑な判定と、不可視化の徹底を全メディアに対しておこなつていたのである。

ただし、その検閲も、一九四七年にはほとんどすべて事後検閲となり、一九四八年七月には最後に残つていた全国紙や『アカハタ』なども事後検閲に移行された。事後検閲ではより強く検閲の内面化（自己検閲化）が求められ、大多数のメディアはこれに積極的に応えた。

検閲の可視化と不可視化という対照的な現象が、紙誌面に生じていたことは事実である。しかし、正反対の手法を用いながらも、二つの検閲は、究極的には検閲の内面化、すなわち「自己検閲」「自主検閲」を指向していた点には注意を払っておかねばならない。検閲とは自己否定の運動である。なぜなら検閲は、検閲制度を無効化するほどの市民自身による相互監視的な「検閲状態」によつてその最高の段階に達するだろうか^⑤。

戦前の日本政府は、伏せ字を黙認し、結果的に利用したにせよ、それ

は部分的な削除そのものを目的としていたわけではないし、検閲や発禁処分の正当性および合法性にいささかでも後ろめたさがあったためではない。それどころか、言論のゆがみを制限し矯正することで、風俗の頹廃や思想的逸脱を許容しないという姿勢を露わにすることにこそ意味があった。したがってそうした国家の「権威」を隠すなどということはあつてはならないことであつた。

一方、CCD検閲によってゲラの削除や掲載不許可となつた箇所は、すべてプレスコード違反としての処分の「結果」であり、部分削除や記事単位での掲載禁止自体が目的となつている。不可視化を徹底したのは、「言論の自由」という建前を貫きながら、占領政策に都合の良い言論空間を築くためである。発行停止処分や訴追が何度か行われたが、それによつてGHQの権威をあらためて見せつけることができたにせよ、あくまでも適切な記事だけが社会に流通している状態を作るといふ建前を守るためであつた。それはいわば「出版の自由」といふ芝居の演技指導であり、CCD検閲の四年間は、「自己検閲」が「自由」と「民主主義」を作り出すという矛盾に満ちた等価関係を日本が内面化していくための訓練期間だったのである。

5 削除、不掲載、忘却

詩雑誌『コスモス』第七号は、奥付では一九四七年十月三十一日発行となつているが、芝田村町（現西新橋）にあつた関東配電ビル四階の民間検閲局でゲラ二部が受け付けられたのは十月二十八日であつた。一週間後の、十一月四日が検閲締め切りと定められ、最初の検閲が十一月五日に完了したと検閲文書一枚目の「MAGAZINE ROUTING SLIP」（雑誌処理票）に記載されている。

しかし、二件の削除指示（SLIPでは三件とあるが）の他に一件の保留があつた。保留の一件は伊藤和の詩「B 29の大音」である。この詩は、二段組で三ページを割いて組まれている。全五十頁ほどの不定期刊行の小雑誌としては、もつとも厚い待遇であつた。

詩は、全九スタンザ・八十五行である。そのうちの四箇所・二十八行分が「削除」と決定したのは十一月十日である。別掲【翻刻Ⅱ】に示したように、四箇所は削除のうち、最後の箇所は、第八・九スタンザ全体に及んでいる。掲載禁止ではなかったが、詩の三分の一を削られたことで、実質的に掲載は不可能となつた。刊行版には掲載されておらず、掲載見送りは、出版社（編集者）側の判断であつたと考えられる。

詩のゲラが奇数ページ（三ページ）であつたため、まず二頁分が抜き取られ、残り一頁分を別の記事で差し替える必要が生じた。そこで急遽「巻頭言」が差し込まれた。ふだんは「巻頭言」のない雑誌であつたため、いかにも不自然な体裁となつた（八号以降にも「巻頭言」はない）。

印刷された刊行版の雑誌が確認用にふたたび民間検閲局に届けられたのは十二月二日である（納本表紙の書き込みによる）。この間約三週間。店頭に並んだのもこの頃だとすれば、奥付の発行日から約二月遅れの刊行となつた。しかも、予定外の記事（巻頭言）を追加したためにCCDの要注意リストに挙げられた。

*

『コスモス』の編集発行人は秋山清であつた。秋山は戦前からのアナキスト詩人であり、伊藤和もアナキズム系詩雑誌で活躍していた農民詩人であつた。両者の交流も戦前からのものである。伊藤は千葉県（現千葉県）匝瑳郡（現匝瑳市）村川辺（現匝瑳市）に一九〇四（明治三十七）年に生まれた。寺島珠雄は『日本アナキズム運動人名事典』（ばる出版、二〇〇四年）の伊藤和の項目に次のように書いている。

確認できる最初の詩集は『泥』（ドロ社一九三〇年）で、このガリ版詩集は発禁となった。三二年二月発行人だった同人詩誌『馬』も発売禁止となり、『馬』事件に拡大。『馬』の発禁は高神村（現・銚子市）に生じた農漁民蜂起事件の公判を機として、村政非難、蜂起支持の田村栄の文章を掲載したことからだった。伊藤には発行人の責任と、自作「高神村事件のときの詩」についての責任とが課され、千葉県地方裁判所に起訴され不敬罪、治安維持法違反、出版法違反で懲役二年執行猶予四年。（中略）三五年一月無共党事件（無政府共産党事件）による検挙で東京砂町署に六ヶ月留置、翌三六年七月には農青社事件（農村青年社事件）で千葉県八日市場署に検挙、このあと第二次世界大戦終了まで詩筆を絶った。四五年一月には反戦的言辭を吐いたとして千葉県旭署に検挙。（一）内——村田注）

伊藤和は、こうした一見華々しい活動とは対照的に、中央の詩壇とはほとんど無縁であった。彼の詩は、生活の中から出てくる平易な言葉で一つつつ現実をつみ上げていくような力強いリアリズムであった。秋山清は、彼が編んだ『伊藤和詩集』（国文社、一九六〇年）の解説のなかで、「プロレタリア文学が退潮しかけた頃からやかましく言われたリアリズムというところに伊藤和たちの作品は、たしかに重い足どりで踏み出して」おり、「それは百姓生活とそのための日常闘争のなかから出てきたものであった」と高く評価している^⑦。

秋山はつづけて、「はげしい詩をかいいた伊藤和は、それでいて実直で、ひかえ目で、几帳面で原稿の締切などおくれたためしがない。戦前の時代でもたまに上京するときは自分の食料として米を持参して泊まり歩くような細心な行きとどきをもっていた。人にも自分にも誠実、その戦闘

精神の足は地ベタをはなれなかったということである」（二八二頁）とも述べている^⑧。

しかし、ともに『コスモス』の同人として活動した伊藤和の戦後占領期の作品に対しては、秋山の評価は低い。「作品は以前の力づよさを失って」おり、戦時下十年の沈黙のあとだけに「回復しない点もあり」、また「日共あたりの文化政策に歩みよろうとすることの重荷もあったと見受られる」という評価が、詩を引くことなく簡単に書かれているにすぎない^⑨。つづけて最後には、「むしろ戦前よりポリウムを減少したのは、要するにたたかう意欲の減退か、解放感のしわざであったかもしれない。努力はあったが、十分には回復しないまま、一九五〇年の夏ごろから病気で、彼はひきこもることとなった」とある。死去は一九六五年であるが、晩年の活動は明らかになっていない。

それにしても、『伊藤和詩集』の出版が決まって、「あつめられるだけの作品をもってすぐ上京するように」と伊藤に伝えたのは、秋山自身であった^⑩。にもかかわらず、同詩集に「B29の大音」は収められていない。一九五六年十一月のことというから、「B29の大音」の削除・不掲載からすでに九年経っている。両者ともこの詩の存在を忘れていたのだろうか。それとも原稿もゲラもなかったために、見送るしかなかったのか。しかし、その時点までに『コスモス』を十七冊出してきて、詩を無惨に切り刻まれて不掲載としなければならなかったのはただ一回だけのことである。戦前からの権力との闘争を膨大な資料を用いて跡づけ、のちに『アナキズム文学史』（一九七五年）を書き上げた秋山が、ひと言も「B29の大音」不掲載について記録しなかったのは奇異といわねばならない。

一篇の詩の削除、不掲載、そして忘却へという「過程」の全体において、はたして誰が、削除をおこなったのかという重い問いが浮かんでくる。

GHQおよびアメリカは、占領期間が終了すれば、検閲の事実が明る

みに出ることを当然予測できたにもかかわらず、二部あったゲラの内、編集者に戻したゲラの使用後の回収は行わず、手元に残った膨大なゲラも焼却しなかった。ゴードン・W・プランゲ博士の尽力あつてのことだが、それらの証拠が残ることは事実上容認された。一方、日本の出版社やそれにかかわった人々が、ひそかな決意をもつて組織的にゲラを隠蔽・秘匿したという例は寡聞ながら聞かない。いいかえれば、GHQ・アメリカは、検閲の証拠を後世に残しているが、かえって日本の出版関係者は、積極的・組織的に、検閲の具体的事実となる証拠を保全し削除箇所を記録に残すことをしなかった。

これは、検閲の可視化と不可視化をめぐる、もう一つのねじれではないだろうか。GHQ検閲が削除痕を残さなかったというとき、それは占領期間に限つての話である。「検閲」というものを、検閲される側にその内面化を促しつつ、制度終了後にもその効果が持続・浸透する一連の「過程」ととらえるならば、「検閲」の主体は、検閲者から被検閲者へと移り変わる。いや、その両者の混交的な複合体として現れているのである。

6 四人の検閲官

秋山清の証言で二度繰り返し返された「回復しない」ままだったという言葉は、秋山の詩人としての見識に裏打ちされてのことだろう。とはいへ、もし「B 29の大音」のことがいささかでも記憶に残っていたら、伊藤和の詩業の集大成を意図した作品集でその詩にまったく言及しないということは考えにくい。いずれにせよ、CCDが部分削除した詩は、実際には完全に不掲載になって、その後人々の目に触れることなく、当事者たちの記録から（あるいは記憶からも）消えてしまっていたのである。

伊藤和の詩「B 29の大音」は、田舎の上空を「B 29」が轟音を立てて

飛び過ぎる光景を描き出す。人々はもはや恐怖を感じる必要のない「演習」をやや放心したように見送る。しかし、しだいにその轟音の持続の中で、あらたな戦争の予感が芽生えるが、詩の語り手は、それは「愚劣」な空想だという。「B 29よ」と呼び掛けるかたちで語り手は、田舎に蛙が鳴き、若者たちが芸能会の稽古をする様子を示す。復員兵たちが無気力にごろごろしている光景もある。しかし語り手は、またそれも「空虚」と突き放す。最後にもう一度、田舎者をびっくりさせる飛行機を仰ぎ見る視線に切り替わり、「間尺にあわ」ない戦争や演習は「そちらさまの御都合だろう」と切り捨てられる。

この詩が、B 29に焦点を当てて占領軍の「演習」に言及している点で、何らかの削除は免れなかったであろうことは想像に難くない。

詩は、以下のような経過をたどつて「保留」から「削除」の確定に至つた（なお「B 29の大音」本文および検閲報告書の試訳は別掲【翻刻Ⅱ】を参照のこと。）

『コスモス』第七号の検閲を最初に担当したのは、「T・フクシマ」である。彼／彼女は、PPB出版部門雑誌係の末端に位置する日本人検閲官である^①。彼らの報告の多くは、几帳面な筆記体で書かれ、書き損じもあまりみられない。「フクシマ」の場合、筆圧が弱く、ペン（または鉛筆）の軌跡は薄い、それと同様に、その報告コメントも遠慮がちなものであった。

まず、詩にはB 29に対する「日本人の感嘆」と、あまり思慮深くない人々の姿が描かれていると指摘したうえで、しかし、毎度のことながら「現代詩」が何を言いたいのかはよく分からない、と率直に記している。ただし、以下の部分（最終部）だけは、見逃せないものを感じ取ったようである。

いずれの国も。

もう、

損なことわ間尺にあわぬ。

さて演習わ、

そちらさまの御都合だろう。

——『コスモス』第七号ゲラ本文より

フクシマは、「そちらさま」という慇懃無礼な表現に「皮肉」sarcasmを嗅ぎつけた。そこで、あえてそれを、「Mr. Occupation Forces」と直接的な表現に置き換えて訳し、しかし、原文にはそうした語はなく、検閲官がそのように受け取らざるを得なかったと付言する形でこの詩の報告をしめくくっている。

伊藤和の詩の特徴でもあるが、「B 29の大声」の詩句は、表現が切り詰められていて、名詞の羅列に近い場合もあり、検閲官でなくとも、そこから明確な詩人の意図をつかみとることは難しい。ただし、公式に発表されていない占領軍の作戦・行動に言及することはあきらかにプレスコードおよびキーログ違反である。その意味でフクシマの指摘は、検閲官としては妥当な判断である¹⁸⁾。

フクシマは、同じ号で金子光晴のエッセイを「情報の疑い」Possible informationとして採り上げている。金子のエッセイは、民衆が封建的な意識と訣別することがいかに難しいかを短く述べただけのもので、日本における種の大衆の傾向に言及しているものとして、注目に値する事実である」というコメントを書き記している。彼／彼女は、金子光晴をすでに知っていて、そればかりか、自分自身が金子をそのように「鋭敏な直感」をもった詩人として認知しているという情報をわざわざつけ加

えて報告したのである。

伊藤和の詩でも、現代詩はロジックとアイデアが渾然一体となつていくといった表現をして、現代文学に対して多少の知識を身につけている様子がうかがえる。そしてそれをほのめかすかのような報告書の全体から受ける印象は、強い自己顕示欲を隠しきれない若さや未熟さであり、それと不可分の誠実さや几帳面さでもある。

教師の前の生徒のような謙虚さは、しかし、別の角度から見れば、非常に戦略的で狡猾なものともいえる。曖昧な詩の表現に含まれる批判的な要素を正しく認識し、言外の言葉を最小限の作為（訳し替え）によって引き出して、それを遠慮がちに伝えることで、この詩は皮肉をほとんど唯一の目的とする「風刺詩」へと見事に解体され、最終的に「違反」へと持ち込まれたからである。

二度目の検閲を担当したのは「S・フルヤ」という署名の人物である。同じ部署の経験豊かな検閲官だったのではないだろうか。彼／彼女はフクシマよりもずっと手慣れた仕方での検討をおこなった。

最初に、B 29を賞賛しつつ日本の空が軍事的な力に覆われているという「皮肉」にこの詩の主題があるとの断定が下された。さらに、次の世界大戦の到来を信じ、うわさ話に夢中になる日本人もまた風刺されていると述べられ、最後に、「削除によって、我々はこの詩からトゲを除き、平和的な要素、つまり賞賛に値するB 29と日本の人々を若干元気づける部分だけを残すことが可能である」と結論づけられた。

フルヤのコメントは、検閲を、外科的施術のアナロジーによって語っていて興味深い。風刺のトゲを取り除くのは、都合の悪い部分を隠す行為ではなく、民主化のための積極的な治療行為なのである。だからこそ、外科手術と同様に、異物を切除した痕は目立たぬように縫合されねばならない。部分削除によって「若干元気づける部分」が残るとみなされた

点が、大幅な削除指示にもかかわらず、掲載禁止が回避された主要因だったとも考えられる。

この二回目の検閲（一回目の再検閲）によって、削除箇所は四ヶ所、最終的な削除決定箇所とはほぼ等しくなった。一つ目の「墜落する一機もなかった。」は、大戦中に打ち落とされたB 29を思い起こさせるとして削除。二つ目は、「神と云う奴が、僕に命じたように、」の箇所、ここではキリスト教というよりも、アメリカ的価値観そのものの浸透を風刺しているとみなされて削除指定となった。

三箇所目は「ドカンと始まる気配ぢや」から始まる八行分である。^⑬詩では、「田舎者」たちのそうした空想は、「愚劣」だと歌われていたが、それも詩人が風刺をねらったものだともなされた。

最後は、「——墜落のことや、」から末尾までの七行である。一回目の「フクシマ」による検閲では末尾五行分であったが、風刺を取り除くために拡大された。そのことで、詩の終わりは「B 29よ。／まつたく、／ひさしぶりに、／例の大音よ。／田舎者のびつくりする飛行機よ。」と、B 29の威容を強調するかたちで締めくくられた。

フルヤが、違反にあたる語句を削ることを目的としていることは当然だが、それと同時に、削ったあとの詩の全体的な仕上がりに配慮していることは、「元気づける部分」を残すという先ほどのコメントと対応している。

しかし、それでもなお、検閲官たちはこの詩から立ちのぼる不穏な臭気に過敏に反応する。三度目の検閲がおこなわれたのである。三人目の検閲官は「ヤマモト」と名乗る者である。ヤマモトは詩の全訳を作成している。削除箇所はフルヤを踏襲しているが、四箇所目は大幅に拡大され、第八スタンザ以下十七行すべてを削除とした。タイプされた全訳の最後にYYという署名の手書きのわずかなコメントが付け足されている。

。「YY」と「ヤマモト」は同一人物と推測されるが、このコメントは、詩の全体がするどい風刺でできあがっている、部分的な削除では不十分であるとして、「掲載禁止」 suppression を推奨するという内容である。

最終的には部分削除止まりであったものの、最初は謙虚に示された違反容疑は、翻訳されるたびに削除箇所が拡大され、より悪意に満ちた風刺詩として掲載禁止の推奨にまでいたった。

例を挙げれば、末尾の二行「さて演習わ、／そちらさまの御都合だろ」は次のように訳し替えられている。

However, The practice alone

seems admissible at the convenience
of Mr. Occupation Forces.

——Fukushima

Why that battle practice, then?

That may be their own business, pooh!

——Furyya

And so I suppose that this manoeuvre now

Is being carried out by those honorable ones

Just for the fun of it.

——Yanamoto

And so I suppose that this maneuver

Is being carried out by those in command

Just for the fun of it...

——裁決書

一見して明らかのように、表現は大きく異なっている。「そちらさま」

を「占領軍様」Mr. Occupation Forcesと書くて、不自然な敬意表現で皮肉を表したフクシマのレトリックは、原詩の意識として上出来ではないだろうか。しかし、それゆえに、検閲官は訳語の彫琢を通して不敬表現の創造行為に参与するという「皮肉」を実践することにもなっている。

次のフルヤが「pooh」と付け加えるにとどめたのは、まさにそうした翻訳にとまどう行為を遂行性を回避するもつとも簡便な方法をえらんだ結果といえるだろう。もちろんこれとて、フルヤが原詩の行間から侮蔑の声を聞いたことを告白しているという意味ではフクシマの場合と大差ない。

ヤマモトの場合は、直訳だけでは「皮肉」な響きが足りないと感じたのだろう。演習は「立派な方々」の「ほんのお遊び」だ、と原詩にはない言葉をつけ加えることで不適切さを表現しようとしている。しかし、これこそ、取り締まりがすぎて本音を暴露したというべきである。詩の前で検閲官たちが試行錯誤すればするほど、みずから「占領」や「検閲」という権力のいかがわしさを露呈する表現へと落ち込む。この悪循環が、彼らの意識の表面に上ることはなかっただろう。検閲官に課せられた「翻訳」という仕事は、違反を取り締まる者みずから「物証」を生み出すことができる魔法の権力であり、その安全圏のなかでは、彼らの意識の奥底に生じたかすかなきしみもすぐに消え去ったにちがいない。

7 詩の多義性

それにしても、彼らがこの詩を「風刺」とみなしたのは、占領軍そのものへの許容しがたい批判を直感したからこそである。しかし、最初の検閲官フクシマが報告書の中で、詩が何を言おうとしているかを「検閲官が正しく判断することは容易ではない」と記したように、あるいは、

ヤマモトが再検閲報告書の最後に「詩全体のトーン」に問題があると書かざるをえなかったように、三度の検閲を経てもなお、詩の中の何が問題であるかを明確に示すことは容易ではなかった。詩の多義性は、検閲・翻訳という仕事にはもつともやっかいな相手だった。

この詩には、「B29」にまつわる田舎の光景が、いくつもの荒削りな言葉で投げ出されている。検閲官が占領軍批判と解した「墜落する一機もなかつた」という表現も、皮肉と言えば皮肉だが、空襲を経験したことのある人々からみれば単純な事実の指摘、率直な感想の表明でしかない。「B29」が圧倒的な存在感を示しながらも、上空を「やすらかに」浮遊しているさまは、彼ら「田舎者」から見れば、「そちらさまの御都合」でしかなく、詩句のぶつきらぼうなまでの簡潔さは、こうした断絶感や、関係性の欠如と対応している。

さらに詩の語り手は、「B29よ！」と親しげに呼び掛けながら、「田舎」の様子を描き出す。光る星、溝の蛙、笛太鼓の音色、芸能会の若衆、そして復員兵。上空の轟音などとは無縁に存在する者たちの姿が点描される。短い詩句を重ねて田舎の遠景・近景を立ち上げらせる手法は、俳句的な省略にも通じて効果的である。

詩の空間は、占領軍と「田舎者」との間だけではない、いくつもの断絶や空虚感に満ちている。復員兵は、おのれ自身の「生」をもてあますかのように漂っているし、田舎者のおしゃべりや空想は、向かう先を持たない。「B29」は、あらゆる空間を爆音で埋めつつ、断絶をますます深めるかのように飛び去る。

田舎者の代理表象されざる声は、したがって、噂話と妄想に終始するしかなく、「B29」の「大音」は、対話やコミュニケーションを妨害し不全に陥れる暴力的「騒音」の象徴でもある。こうした暴力性が、「検閲」の暴力性と近似的であるのは偶然ではない。検閲は、情報の淘汰による

ノイズの低減というよりも、過剰なノイズを各所に発生させて通信障害を起こさせる機械のようなものだからである。だからこそ、削除も禁止も及ばない田舎者の「お喋り」や愚劣な空想は、かえって「B29」の「大音」と対峙してゆるぎのないものに見える。

この詩の一見素朴なりアリズムは、検閲制度そのものの暗喩的批評に達する一方で、爆音・やすらかさ・吟嘆・饒舌・空虚などの諸要素は、必ずしも一元的な意味に回収されたり高次の統一を与えられたりすることなく、対立したままに投げ出されている。検閲官の感じ取った詩の不可解さは、説明の不足というよりも、統御的な論理の欠如から来ているとみるべきだろう。しかしそれゆえに、この詩は多義的な読解を読者に許容する。

たとえば、二つ目の削除箇所(傍線部)に「神と云う奴が、僕に命じたように／直ぐに、／吟嘆のお喋りが立つ」とある部分についてフルヤは、「神」は、「キリスト教」というよりも「アメリカ的な考え方」を意味していると受け取っている。キリスト教とアメリカ的な価値観を混同する一種の被害妄想であって、同じように深読みするなら、フランソア・ヴィヨンが『遺言書』で歌う神や、エラスムスの痴愚神に通じるような、民衆の愚劣さと真つ当さを丸ごと肯定するような「神」をここでイメー

ジすることもできよう。しかし、ここでは、「B29」の「震動」に打たれて田舎者がおしゃべりを始めるといふ文脈であるから、「神」＝「B29」という比喩関係をまず押さえないければならない。そのうえで、「神」すなわち「B29」を、単に「占領軍」や「検閲」の比喩とみなすにとどまらず、民主主義やアメリカ的な価値(の騒々しさ)の象徴と理解するならば、かえってフルヤの読みは深奥を究めているといわねばならない。

検閲官フルヤは次のようにも書いていた。すなわち、この詩は、「非武

装日本の空が、もつとも軍事的なB29の轟音で響き渡っている」様子を皮肉に示しているが、他方、日本人もまた「風刺の目標」にされている。フルヤによれば、日本の人々は、「B29の威厳と優雅さのこと、平和と文化のことなどを、寄り集まった馬鹿者みたいにべちゃくちゃおしゃべりして」おり、「みじめな国民」*miserable nation*である。

はたしてこれは、「検閲」と呼ぶべきであろうか。彼／彼女は、まるでみずからの内なる日本人嫌悪をあげき出されたかのように感情的である。プレスコードやキーログを参照しても、日本(人)批判は、違反項目とはされていない。まして、同じ第七号の金子光晴のエッセイは、封建的な思考を脱しない日本人を批判的に分析したものととして有効情報に挙げられていたくらいである。

最後の検閲官ヤマモトの場合はさらに興味深い。原詩の第七スタンザには「復員のなかからの、もつぱらオブローモフがごろし」とあるが、ヤマモトはこの「オブローモフ」の部分に注を付し、これはツルゲーネフの小説中の人物だとする誤った説明を加えている。

ヤマモトは、二葉亭四迷以来、日本の知識人の宿痾として何度も呼び返されてきたこの名前に注意を払った。さらに彼は、第八・九スタンザ全体を削除することで、復員知識人がオブローモフ化し、ヒューマニズムだと喋ったり、やに下がったり、半端な愛情しか持てなかったり——そうした「あれやこれや」の「空虚」に焦点を合わせた第七スタンザで詩を締めくくろうと指示したのである。

ヤマモトが日本人であったかどうか、また、復員者であったかどうかは定かではないが、日本的な「姓」をもち、高い英語運用能力をもって占領軍に奉仕している彼／彼女が、検閲によって伊藤の詩を「復員者」^{オブローモフ}「余計者」批判の詩に変貌させてしまったことこそ「皮肉」である。

フルヤは、日本人の愚鈍さにいらだち、ヤマモトは余計者となった日

本人の空虚を浮かび上がらせた。彼らはひとりの読者として、この詩の多義性と格闘し、そのことによってみずからをさらけ出し、占領の矛盾を体現する自己の存在にも光をあててしまったのである。

この詩が彼らの言うように「風刺」であるとしても、よくできた風刺とは、指された者が、刺された箇所をみずから申告することで暴露が完成するような性質の言葉ではなかるか。詩句にはひと言も書かれていなかったにもかかわらず、彼らは「自由」を創出するという大義が、日本の「都合」とは無関係に、占領軍の軍事的な傘の下でおこなわれていることをわざわざ打ち明ける報告書を書かねばならなかった。それは同時に、検閲の傘を全国に広げ、人々の自由な情報発信を押さえ込んだGHQ検閲の偽善性の告白でもあった。

おわりに

詩に普遍的読者などは存在しないという意味でいえば、一つの詩は、あらゆる「特殊」な読者に向けて、それぞれ独自のイメージを与える。読者との間で結ばれた関係性の反映としての詩は、読む者にもっともふさわしい姿態を与え、望み通りに応えてみせる。それが不快さや嫌悪感を伴うものであったとしてもである。ある「特殊」な読者＝検閲官に、その詩が、きわめて不穏なものと映るのは、多様な読解へと開かれている詩に向けて、被害幻想に近い偏執的な「読み」をおこなった結果であるが、しかしそうした誤解や曲解に近い「読み」にこそ、真実の一端は宿るものである。

「B29の大音」は、検閲官に、「日本人」の愚劣さや怠惰への憤りを駆り立てた。そしてその憤りが、検閲官をして矛盾の核心へとみずから実践的に歩み寄ってしまうような読解を導いた。彼らのコメントが、いか

に偏り、歪んだものに見えたとしても、それは彼らが詩と向き合わなかったことの証明にはならない。おそらく、それとは正反対に、彼らの態度はきわめて率直かつ真剣であった。彼らが到達したイメージは、一人の読者が詩の多義性と格闘した、その必然的な結果だったのである。

『コスモス』の同人には左翼的な人物が多かったために、この雑誌は第七号まで事前検閲でありつづけた。雑誌はその最後で、もっとも大きな削除を受けたことになる。戦前からの弾圧を知り抜き、戦後には日本共産党に入党したとされる伊藤和や、雑誌発行人のアナキスト詩人秋山清が、検閲という「制度」を意識していなかったということは考えられない。にもかかわらず、占領軍への「風刺」とも読めるこの詩が、処分対象となることは想像できなかったのだろうか。

顧みれば、きっかけは、検閲官フクシマが末尾の「そちらさま」という表現に反応したことであった。この表現は、占領軍検閲官として黙過しがたい以上に、検閲官のなかの内なる「日本（人）」を逆撫でする表現だったのでないだろうか。この点からいえば、伊藤らは、検閲官という「読者」をまったく意識していなかったことになる。

*

詩誌『コスモス』に関する検閲文書の報告と分析は以上である。文学作品の検閲についての研究は、削除された箇所を復元し、その処分理由を検閲文書から読みとることが基本となる。しかし、処分の確定には、その組織内部の力学や、検閲官ひとり一人の経歴・性格など、記録として残されていない要素も大きく作用するようである。統計的な結果であれば、処分理由についての科学的な分析も成り立つだろうが、個別の削除箇所について、その必然性を合理的に説明することは不可能に近い。しかし、ほとんど偶然の結果だといいたくなるような「削除」も、文学作品と一読者との関係において捉え、きわめて偏向してはいるが、ひ

とつの「読み」の提示とみると、いくつかの発見が得られるはずである。事後的に処分結果をまとめた「裁決書」に注目する方法は、「検閲」というものを、歴史のある一点で確定された「判断」とみなす見方を支えるが、今回の研究では、「報告書」を中心に据えて、処分確定からその後の記憶の喪失にまでいたる「過程」として検閲をとらえるように試みた。私たちは、今なお、その検閲の——「B 29」の下にいるのだろうか。伊藤和が詩に託した問いは続いている。

(下篇・了)

注

- ① モニカ・ブラウ『検閲 1945—1949——禁じられた原爆報道——』（立花誠逸訳、時事通信社、一九八八年〔原書一九八六年刊〕）一一一—一二五頁。
 - ② 軍事裁判の可能性が直接的に示唆された例は、最後まで残っていた『アカハタ』を事後検閲に移す際（四八年七月）に見られた。山本武利『占領期メディア分析』（法政大学出版局、一九九六年）三二—九頁。
 - ③ 非公式の接触の中で削除に相当する箇所が示唆され、それが制度的な形をとっていたことは確かである。「内閣」制度および伏せ字の超法規性についてはジェイ・ルービン『風俗壊乱』（今井康子他訳、世織書房、二〇一一年）三三—三八頁。また横手一彦『被占領下の文学に関する基礎的研究』（武蔵野書房、一九九六年）一三九頁に、内閣制度とCCD検閲との類縁性の指摘がある。
 - ④ 福島鑄郎「占領初期における新聞検閲」、『共同研究日本占領軍その光と影』上（思想の科学研究会編、徳間書店、一九七八年）所収、一一六頁。
 - ⑤ 前掲、山本『占領期メディア分析』四八頁。また、間接統治が「満足な成果」を挙げない場合に「直接に行動する」権限があることは、米国政府からマッカーサーに宛てられた「連合国最高司令官の権限に関するマッカーサー元帥への通達」（一九四五年九月六日）によって保証されている。
- ⑥ 木村正明「GHQ——権力と構造」、前掲『共同研究日本占領軍その光と影』上・所収、七四頁。
 - ⑦ モニカ・ブラウは、「検閲は、その存在すら公表されてはならなかったために、また違反行為の処罰にたいして決まった規則がなかったために、発行者は、自己の発行者が無事通過するのか、それとも処罰の対象とされ、ことによると何年も重労働を課せられることになるのか、知る由もなかった。このような事情のために、日本の発行者がかなり徹底した自己検閲を行いがちであったのは想像にかたくない。また、そのことを占領当局は当てこんでいたのである」と指摘している。前掲、『検閲 1945—1949』一二六—一二七頁。
 - ⑧ 秋山清「伊藤和と「馬」事件など」、『伊藤和詩集』（国文社、一九六〇年）一七九頁。秋山は、『コスモス』第十八号（一九五七年五月二十五日）にも「伊藤和と「馬」事件」を書いている。
 - ⑨ 秋山のこの文章が掲載されている『伊藤和詩集』が刊行された際、出版社側にて直接編集にかかわった松永伍一も彼の名著『日本農民詩史』（法政大学出版局、一九六八年）のなかで伊藤の詩と活動を詳述している。
 - ⑩ 前掲、『伊藤和詩集』一八九頁。
 - ⑪ 前掲、ブラウ『検閲 1945—1949』（八六頁）によれば、一九四六年五月のCCD総員八、七三四名中、外国市民（日本人や朝鮮人）は八、〇八四名。
 - ⑫ 一九四八年一月二日付の「キーログ」第一項には、「直接、間接、いずれにせよ、マッカーサー元帥、SCAP、占領軍、連合軍部隊、連合国にいささかなりとも言及したものとある。前掲、山本『占領期メディア分析』五九五頁。
 - ⑬ やや時期が異なるが、一九四六年十一月のPPBの「月間業務報告」には「第三次世界大戦にかんする論評」が削除・禁止項目として掲載されていた。前掲、ブラウ『検閲 1945—1949』九一頁。

(本学文学部助教)